

四日市市告示第 1 2 1 号

四日市市農地利用効率化等支援事業費補助金（融資主体支援タイプ（先進的農業経営確立支援タイプを含む））交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 6 年 3 月 1 5 日

四日市市長 森 智 広

四日市市農地利用効率化等支援事業費補助金（融資主体支援タイプ（先進的農業経営確立支援タイプを含む））交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市農地利用効率化等支援事業費補助金（融資主体支援タイプ（先進的農業経営確立支援タイプを含む））交付要綱（令和 2 年四日市市告示第 8 5 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（補助対象者）</p> <p>第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる者（以下「補助対象者」という。）とする。ただし、事業実施年度に就農する者又は就農後 5 年度以内の者にあつては、認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。<u>以下「基盤強化法」という。</u>）第 12 条第 1 項の規定に基づき農業経営改善計画の認定を受けた者。<u>以下同じ。</u>）又は認定就農者（同法第 14 条の 4 第 1 項の認定を受けた者をいう。<u>以下同じ。</u>）に限るものとする。</p> <p>(1) 地域計画（<u>基盤強化法</u>第 19 条第 1 項に規定する地域計画をいう。）のうち目標地図（<u>基盤強化法</u>第 19</p>	<p>（補助対象者）</p> <p>第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる者（以下「補助対象者」という。）とする。ただし、事業実施年度に就農する者又は就農後 5 年度以内の者にあつては、認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 12 条第 1 項の規定に基づき農業経営改善計画の認定を受けた者。）又は認定就農者（同法第 14 条の 4 第 1 項の認定を受けた者をいう。）に限るものとする。</p> <p>(1) 地域計画（<u>農業経営基盤強化促進法</u>（昭和 55 年法律第 65 号。<u>以下「基盤強化法」という。</u>）第 19 条</p>

条第3項の地図をいう。)に位置付けられた者(認定農業者、認定就農者、集落営農組織(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項第1号ハに定める組織をいう。)、四日市市農業経営基盤の強化に関する基本構想(基盤強化法第6条第1項に規定する基本構想をいう。)に示す目標所得水準を達成している農業者及び市長が認める者をいう。)

(2) 認定農業者、認定就農者などの実質化された人・農地プラン(「人・農地プランの具体的な進め方について」(令和元年6月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知。)2の(1)の実質化された人・農地プランをいい、同通知3により実質化された人・農地プランとみなすことができる人・農地プラン及び同通知4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる同種取決め等を含む。)に位置付けられた中心経営体。ただし、国の実施要綱別記I第1の2の(2)に該当する場合に限る。

(3) 地域における継続的な農地利用を図る者として市長が認める農業者若しくは当該農業者の組織する団体。ただし、国の実施要綱別記

第1項に規定する地域計画をいう。)のうち目標地図(基盤強化法第19条第3項の地図をいう。)に位置付けられた者(認定農業者、認定就農者、集落営農組織(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項第1号ハに定める組織をいう。))、市の基本構想(基盤強化法第6条第1項に規定する基本構想をいう。)に示す目標所得水準を達成している農業者及び市長が認める者をいう。)

(2) 認定農業者、認定就農者などの実質化された人・農地プラン(「人・農地プランの具体的な進め方について」(令和元年6月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知。)2の(1)の実質化された人・農地プランをいい、同通知3により実質化された人・農地プランとみなすことができる人・農地プラン及び同通知4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる同種取決め等を含む。)に位置付けられた中心経営体。ただし、国の実施要綱別記I第1の2の(2)に該当する場合に限る。

(3) 地域における継続的な農地利用を図る者として市長が認める農業者若しくは当該農業者の組織する団体。ただし、国の実施要綱別記

I の第 1 の 2 の (2) に該当する
場合に限る。

- (4) 農地中間管理機構（農地中間管
理事業の推進に関する法律（平成
25 年法律第 101 号。以下「農地中
間管理事業法」という。）第 4 条の
規定による指定を受けた法人をい
う。）から賃借権等の設定等（農地
中間管理事業法第 1 8 条第 1 項に
規定する賃借権の設定等及び基盤
強化法第 7 条の規定により農地中
間管理機構が行う農地売買事業等
による権利の設定等をいう。）を受
けた者。ただし、国の実施要綱別
記 I の第 1 の 2 の (3) に該当す
る場合に限る。

（交付対象となる事業）

第 4 条 補助金の交付対象となる事業

（以下「補助対象事業」という。）は
、補助対象者が自らの経営において
使用するために行う次に掲げる取組
であって、当該取組の実施に要する
経費について、国の実施要綱別記 I
の第 1 の 3 の (1) のエに規定する
機関から行われるプロジェクト融資
（以下「プロジェクト融資」という。
）を受けているものとする。ただし
、国の実施要綱別記 I の第 1 の 3 の
(1) のウの (イ) の a から m の基準
を満たしているものに限る。

ア及びイ （略）

I 第 1 の 2 の (2) に該当する場
合に限る。

- (4) 農地中間管理機構から賃借権等
の設定等を受けた者。ただし、国
の実施要綱別記 I 第 1 の 2 の (3
) に該当する場合に限る。

（交付対象となる事業）

第 4 条 補助金の交付対象となる事業

（以下「補助対象事業」という。）は
、補助対象者が自らの経営において
使用するために行う次に掲げる取組
であって、当該取組の実施に要する
経費について、国の実施要綱別記 I
第 1 の 3 の (1) のエに規定する機
関から行われるプロジェクト融資（
以下「プロジェクト融資」という。
）を受けているものとする。ただし
、国の実施要綱別記 I 第 1 の 3 の (1)
のウの (イ) の a から m の基準
を満たしているものに限る。

ア及びイ （略）

(補助率等)

第5条 補助対象者に交付する補助金の額は、次の(1)から(3)までのうち最も低い額を限度とし、上限額を国の実施要綱別記Iの第2の2の(5)に記載の額とする。

(1)から(3)まで (略)

(補助率等)

第5条 補助対象者に交付する補助金の額は、次の(1)から(3)までのうち最も低い額を限度とし、上限額を国の実施要綱別記I第2の2の(5)に記載の額とする。

(1)から(3)まで (略)

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

(商工農水部農水振興課)